第五章第五節の節名を次のように改める。

**第五節**　特定地域再生事業に係る地方債の特例

第十七条中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

第十七条の二第三項第二号中「常時」を「特定業務施設において常時」に改める。

第十七条の六第一号中「事業税、当該特定業務施設」及び「若しくは当該特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加え、同条第二号中「当該特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」を加える。

第十七条の七第十一項中「第十七条の十において」を「以下」に改める。

第十七条の十七第二項中「第十七条の五十四第二項及び第十七条の五十六第二項」を「第十七条の六十二第二項及び第十七条の六十四第二項」に改める。

第十七条の二十三第一項中「規定する自家用有償旅客運送」の下に「（第十七条の三十六第五項第十六号において「自家用有償旅客運送」という。）」を加える。

第十七条の二十四第三項第三号中「、第一号事業」を「、第一号介護事業」に改め、同条第四項第七号中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改め、同条第六項中「第十七条の三十六第十項」を「第十七条の三十六第十七項」に改め、同条第十一項中「第十七条の三十六第十五項」を「第十七条の三十六第二十二項」に改め、同条第十四項中「第十七条の三十六第十八項」を「第十七条の三十六第二十五項」に改め、同条第十五項中「第一号事業を」を「第一号介護事業を」に、「第十七条の三十六第二十六項」に、「当該第一号事業」を「当該第一号介護事業」に改め、同条第十七項中「第十七条の三十六第二十項」を「第十七条の三十六第二十八項」に改める。

第十七条の三十二第一項中「第十七条の四十第一項」を「第十七条の四十七第一項」に改める。

第十七条の三十三第五項中「第一号事業」を「第一号介護事業」に改める。

第十七条の三十六第二十二項中「、第二項及び第五項」を「から第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「及び市町村高齢者居住安定確保計画等」を「、市町村高齢者居住安定確保計画等及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項中「第四項第十号」を「第五項第十四号」に、「第一号事業」を「第一号介護事業」に、「第十七条の四十一第五項」を「第十七条の四十八第五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　認定市町村は、第五項第十六号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項が道路運送法第七十九条の四第一項の規定により同法第七十九条の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

第十七条の三十六第十八項中「第四項第九号」を「第五項第十三号」に、「第十七条の四十一第四項」を「第十七条の四十八第四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十六項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「第四項第八号」を「第五項第十二号」に、「第十七条の四十一第三項」を「第十七条の四十八第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「第四項第七号」を「第五項第十一号」に、「第十七条の四十一第二項」を「第十七条の四十八第二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第四項第六号ハ」を「第五項第十号ハ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第四項第六号」を「第五項第十号」に、「第十七条の四十一第一項」を「第十七条の四十八第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第五号又は第六号に掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該各号に掲げる事項の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

14　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

15　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第七号から第十七号までに掲げる事項を記載しようとするとき（当該事項に係る実施主体が認定市町村である場合を除く。）は、当該事項について、それぞれ、当該事項に係る実施主体の同意を得なければならない。

16　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第八号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない。

第十七条の三十六第八項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第一号ホに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会（建築基準法第七十八条第一項に規定する建築審査会をいう。）の同意を得なければならない。

8　認定市町村は、前項の規定により意見を聴取する場合においては、第五項第一号に掲げる事項並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

第十七条の三十六第四項第一号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生建築物整備事業」を「住居専用地域建築物整備促進事業（地域住宅団地再生区域内の住居専用地域」に改め、「第二種中高層住居専用地域」の下に「をいう。ハ及びホにおいて同じ。」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、「次条」を「第十七条の四十第一項」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住居専用地域建築物整備促進事業」に改め、同号ハ中「当該事業」を「当該住居専用地域建築物整備促進事業」に、「区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十四項に規定する用途地域をいう。）の指定」を「区域において指定された住居専用地域」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物の整備を促進する理由

ホ　当該住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる措置であって、イに掲げる区域において指定された住居専用地域の目的に適合させるために必要なものの内容が定まっている場合にあっては、当該措置に関する事項

第十七条の三十六第四項第二号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業」を「特別用途地区建築物整備促進事業」に改め、「より」の下に「地域住宅団地再生区域内の」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、同号イからハまでの規定中「当該事業」を「当該地区計画等建築物整備促進事業」に改め、同項第四号中「地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画住宅団地再生建築物等整備事業」を「都市計画建築物等整備促進事業」に改め、「より」の下に「、地域住宅団地再生区域内において」を、「促進する事業」の下に「であって、認定市町村が行うもの」を加え、「第十七条の三十九」を「第十七条の四十二」に改め、同号イからハまでの規定中「当該事業」を「当該都市計画建築物等整備促進事業」に改め、同項第十二号中「地域住宅団地再生区域において行われる」を削り、「住宅団地再生貨物運送共同化事業（）の下に「地域住宅団地再生区域において」を加え、「第十七条の四十七第三項第三号」を「第十七条の五十五第三項第四号」に、「第十七条の四十七第三項第五号」を「第十七条の五十五第三項第五号」に改め、同号イ及びロ中「当該事業」を「当該住宅団地再生貨物運送共同化事業」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十一号中「地域住宅